

## (HC3) 土木学会映画コンクール審査委員会規則

平成19年1月19日 制 定  
平成23年11月18日 一部改正  
平成24年5月11日 ”

### (目的)

**第1条** 土木学会映画コンクール審査委員会（以下「委員会」という。）は「土木学会映画コンクール」に関する規程にもとづき、土木学会映画コンクール（以下「コンクール」という。）を開催し次に示す各賞を審査・選考するための諸活動を行う。

### (活動)

**第2条** 本委員会は以下の活動を行う。

- (1) 2年に一度開催されるコンクールの実施
- (2) コンクール各賞の審査
- (3) その他目的遂行に必要な活動

### (構成)

**第3条** 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。

- 2 委員会は委員長1名、副委員長1名、委員10名程度で構成する。
- 3 幹事会は幹事長1名、幹事5～10名程度で構成する。

### (委員の任期および選出)

**第4条** 委員等の選出は次のとおりとする。

- (1) 委員長は当該年度の土木学会会長とする。
- (2) 副委員長は委員長の補佐を務める。土木技術映像委員会委員長とし、委員長が委嘱する。
- (3) 委員は委員長が委嘱する関連部門理事、関連委員会委員長、土木技術映像委員会幹事長、学識経験者とする。
- (4) 幹事長は土木技術映像委員会幹事長とし、委員長が委嘱する。
- (5) 幹事は土木技術映像委員会その他関連委員会から推薦を受けた者を幹事長が選出する。

### (賞の種類)

**第5条** コンクールにおける賞の種類は次のとおりとする。

- ・ 最優秀賞 1作品
- ・ 部門賞（一般部門、技術映像部門） 各1作品

### (受賞候補対象)

**第6条** 土木学会会員はもとより、学生も含めた広く社会一般の方々に対して、土木に関わるさまざまな事柄、すなわち、社会基盤整備や土木技術の実際、そこで活躍する人々などを、映像を通して紹介を行い、それらに対する理解を深め、あるいは感銘を与え、また関心を高めることにより、社会基盤整備に対する適切な理解、土木技術の発展、土木技術者の資質と社会的評価の向上に資する、優れた映像作品を対象とし、その企画者（及び明示されている場合には監督）を表彰する。

### (応募)

**第7条** 応募の条件は次の通りとする。

- (1) 受賞候補者は土木学会会員に限らない。
- (2) 以下の条件を満たす映像作品を候補対象とする。
  - 1) 開催年度から3年以内に完成した映像作品であること。

- 2) 市販された映像作品あるいは図書館などでの公開が保証されている映像作品であること。
- 3) フィルム、ビデオあるいはCD、DVDなどの電子媒体を含む。但し土木学会企画・制作のものは除く。
- 4) 新規の映像作品として一定の水準を確保しているものであること。企業PR、資格試験の手引き、製品マニュアル、工法便覧などの単なる説明映像や、従来作品のリメイク版で一部のみが修正された映像作品などは除く。

**(3) 推薦の方法**

- 1) 推薦資格者：本会会員に限る。
- 2) 推薦件数
  - ・本会会員は2件以内。
  - ・土木学会土木技術映像委員会委員長は土木学会選定作品の中から5本まで推薦できる。

**(4) 推薦の手続き**

推薦作品に関わる下記の項目を所定の推薦用紙（HPに掲載）にて土木学会映画・ビデオコンクール審査委員会宛提出する。提出方法は郵便、FAX、E-mail等いずれも可。

- 1) 推薦者氏名・会員種別
- 2) 推薦者所属
- 3) 推薦者連絡先（住所・電話番号・FAX番号・E-mailアドレス）
- 4) 推薦作品名・企画者名、製作者名、監督名、製作年月日
- 5) 作品内容紹介（200字程度）
- 6) 推薦文（推薦作品の優れている点、土木への貢献度を500字以内にまとめる）  
（注）すでに土木学会選定作品となっているもの以外は推薦書に必ず当該作品1本を添えて提出（寄贈）のこと。

**(審査)**

**第8条** 応募条件を満たす映像作品について、予備審査および本審査を行う。

- 2 予備審査は幹事会において行い、幹事会で定める選考の指針に基づき、本審査へあげる作品を5本以内に絞り込む。
- 3 本審査は委員会において行い、委員会で定める審査要項に基づき、各賞を選出する。

**(表彰の方法と発表)**

**第9条** 定時総会において表彰する。企画者（及び明示されている場合には監督）には賞状・賞牌、制作者には感謝状を贈呈する。また土木学会誌にて公表する。

**(運営)**

- 第10条** 委員会は委員長が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催に代えることができる。
- 2 幹事会は幹事長が招集して開催する。

**(表彰委員会への報告等)**

**第11条** 委員長は表彰委員会に、受賞候補の選考結果、選考理由を報告する。

**(事務局)**

**第12条** 委員会の担当事務局は、図書館・情報室とする。

**(規則の変更)**

**第13条** この規則の変更は、理事会において行う。

**附則**（平成19年1月19日 理事会議決） この内規は、平成19年1月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。  
附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。